

日 時 平成25年12月7日（土）19:00～21:10

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原、（副会長）西村、小野

（町内会長） 向井、山本(徹)、北川、上野、太田、東、足立、高川

（グループ代表）舟木、小早川、山本(和)

（監事）谷口、齊藤

（事務局）木村、妹尾、徳岡 <敬称略>

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

① 民生委員・児童委員、主任児童委員について

12月1日付で厚生労働大臣から委嘱され、当地区においても、5名の民生委員・児童委員と1名の主任児童委員が新しく委嘱された。当地区の民児協会会長から、各町内会の役員会において紹介したいとの依頼があったので、よろしくお願ひしたい。

② 草津市まちづくり協議会連合会役員会について（11月28日開催）

i. まちづくり協議会雇用職員について

平成25年度は1名雇用したが、平成26年度は2名雇用とする。また、これまで市民センターが事務局、所長が事務局長で、まち協職員は事務局員ということであったが、来年度はまち協職員2名で事務局を構成し、1名が事務局長で、もう1名が事務局員とし、市民センターは事務局を支援することとなる。

ii. 小学校にある防災倉庫の鍵の管理について

現在は、小学校・市危機管理課・市前線基地班職員が保管しているが、12月から、まちづくり協議会事務局（市民センター）でも保管している。（若草二丁目町内会長が保管しているという情報は誤りであった。）

今後、防災倉庫の備品等を防災訓練などで活用していきたい。なお、機械類は市危機管理課が維持管理しているので、訓練等の使用に際しては借用届が必要である。

iii. 男女共同参画セミナーへの参加について

下記のとおり開催されるので、町内会役員会で参加依頼してほしい。

講演：「これからのまちづくりにだいじなもの」

日時：平成26年2月1日（土） 13:30～15:30

場所：市民交流プラザ大会議室

③ 草津市消防団年末夜警の激励について

12月27日から30日まで夜警が実施され、志津南地区は第2分団が担当している。会長と各自主防災会会長（町内会長）が当番制で、青地町にある第2分団の詰所に激励に行くこととする。

④ 追分南地区4町内会加入の件について

住民説明会を、12月15日と22日に町内会毎に開催し、これまでの経緯やまち協としての考え方、この間の各町内会との個別協議の状況などを説明する。

内容としては、「4町内会の加入申し入れを承諾し、来年度から、加入条件の合意が得られた町内会を加えて、志津南学区まちづくり協議会に改組する」ことを丁寧に説明するものである。

*「追分南地区」とは、11月25日からの住居表示変更により「追分南一丁目～九丁目」となった地域をさす。

⑤ 町内会への加入促進について

「追分ユートピア」と「パレットタウン」については、12月1日にその地域の住民の方々と協議をした。隣接する若草の2町内会（六丁目、一丁目）へ入ることは難しいであろうということを理解いただいたうえで、①かがやきの丘町内会に入るか、②独自に町内会を立ち上げるかということになり、12月15日に住民の皆さんで協議されることとなった。

⑥総会の代議員について

10月5日の理事会での結論について再確認した。

⑦5月2日の理事会での報告・連絡事項の再確認について

- ・理事は、個別の所属団体の利益代表ではなく、志津南地区全体に関する事を、全体的に公平に考えて議論する立場にある。また、議決・執行・調整の権限が与えられているとともに、大きな責任を負っている。このことを再認識していただきたい。
- ・町内会の役員は輪番制で、各町内会の会則には、役員選定にあたっては諸事情に配慮するような規定がある。この件についての実効性を確保するために、「町内会長会」というような会議体を設けて、住民全体の意識を変革していくような対策を議論していただきたいと提案したが、その後の議論が進んでいない。来年度の役員を選出する時期となり、どうしても受け入れられないという方がいて、役員が決まらないという状況があると聞いている。現行の「高齢者や病弱な方に配慮する」という規定だけでは実効性がないのではないかと。各町内会の会則の改正により、実効性のある規程を盛り込むことを検討していただきたい。

⑧理事会議事録の要約版作成と一括印刷について

- ・議事録の要約版がほしいという意見があるが、各理事の意見も同様であり、間違った要約が行われないようにするためにも、事務局で要約版を作成することとする。
- ・議事録については、現在各町内会でコピーしているが、経費節減等のためにも、事務局で各町内会の役員の数の分を印刷して各町内会長に配付する。なお、班長の分は役員会後に回覧として活用してもらい、回覧終了後には班長が保管することとしていただきたい。

(2)各町内会・各グループ・事務局から

①環境美化委員会から

12月1日に一斉清掃を実施したが、314名の参加であった。お礼申しあげる。なお、かがやき通りの清掃について、一斉にできない部分があった。一斉清掃は全町で美化していくものであり、できない場合は事前に連絡がほしい。役員引継ぎにおいてもその旨引き継いでほしい。かがやき通りの清掃については危ないという意見があるが、安全対策も検討しながら、どうしていくか、市とも相談しつつ今後議論していきたい。

②社会福祉協議会から

敬老会は台風で中止したので、記念品は配ったものの、予定していた落語ができなかった。敬老会の予算の枠の中で、落語を楽しんでもらう場を2月に実施したいと思うので了承願いたい。

③監事から（齊藤）

先般、活動にかかる監査の結果を12月理事会で報告するといったが、12月2日に会長あてに監査報告として提出した。次年度の活動計画や予算に絡む部分もあるかもしれないので、理事会で取り組んでいただきたい。

(中原)これについては、各種団体の活動内容についての指摘・提案等であり、まずは各種団体にヒヤリングを実施し、今後どうするかについて考える。その後理事会で報告する。

2. 審議事項

(1)単年度輪番制に関する弊害の解消について

配付資料は、前回提示した資料の「3. 課題の解決に向けて」の部分を、前回理事会の議論を反映して、以下のように整理し直したものである。

3. 課題の解決にむけて

(1) 町内会役員の選出方法と任期について

①選出方法について

ア、会長は、立候補者がいない場合は、町内会全体の中から推薦制度により選出する。

* 推薦制度：推薦委員会（班長で構成）が町内会の役員会に推薦する。

なお、推薦が困難な場合は、2班を一つとする単位の輪番制とし、その中から班員の協議により選出する。

イ、①副会長・会計・専門委員は前年度の班長から選出し、不足する場合は、下記②により選出する。

②会長以外の役員は、班を単位とする輪番制で班員の協議により選出する。

ウ、役員の選出にあたっては、高齢・病気・介護などで役員に就くことが困難な方は除外して考える。

②任期について

A案：現行の1年とする。

B案：会長のみ2年とする。

* B案の場合の改選は、9町内会を4町内会と5町内会に分け隔年交互とする。

(2) 町内会活動の継承の方法について

ア、役員が交代しても安心して取り組んでいける基礎活動計画・実施マニュアルを策定する。

イ、役員による継承サポート

①会長が次年度の副会長に就く。

②副会長が次年度の会長に就く。

③町内会役員（班長を除く）が次年度の協力員として残り必要なサポートを行う。

ウ、会計監査を監事として、町内会の会計および活動を監査することとし、役員会への出席を可能とする。

(中原)各町内会の役員会での議論を踏まえて、理事会での協議ということになるが、どのような状況か。

(上野)弊害があることは理解してもらったが、やはり輪番制がいいとなった。それは、だんだん高齢になるからで、やれるときに役員をやるべきだということである。引継ぎが不十分な点は、マニュアルにより引継ぎをきっちりやるということで、現在マニュアルを作成中である。

(太田)議論はしたが単年度輪番制でよいとなった。2年は負担が大きい。引継ぎはきっちりやるということであった。

(高山)町内会長は町内会の利益代表ではないものの、住民にこの問題を出していくと個別のことを考えざるを得ないので現実はなかなか難しい。

(足立)負担が大きくなるので、やり手がなくなるということであった。しかし、その中でも、全町あわせて同じようにやっていきたいと話したが、各町内会に任すべきだという意見があった。各町内会によって任期など異なってもいいのではないかと。年齢層などのこともあるので。

(西村)六丁目では、継続性は大事だが、単年度輪番制を継続しつつも、会則で4月から7月まではフォローアップする体制をとることと、引継ぎを充実させることの2点を定めていきたいと議論している。前年度の役員が次年度の協力員として残り、必要なサポートを行うというやりかたである。

(中原)まち協は町内会と各種団体との連合体だから、町内会が継続性のあるような形になれば、自ずとまち協も継続性のあるような形になる。それぞれが別の問題ではなく、まち協の継続性も町内会の継続性もあわせた問題だ。町内会役員が4月に代わった当初は右往左往したことがあるはずで、そのことを考えると、役員に対して何らかのサポート体制を考えないと困るのではないかと。その件と住民の負担がきついというのは別の話である。町内会の運営、まち協理事会の運営を継続性のあるものにするにはどうしたらいいのか、たとえば2年任期はきついというなら、1年任期でもいいし、それを補完するような方法が、マニュアルを作るとか、新役員を旧役員がサポートするというのも方法だろう。ただ、そのサポート体制のやり方をどうするのか、各町内会の役員会で議論していただきたい。

(小野)町内会役員の選出方法と任期について、各町内会に任せるといいが、町内会活動の継承の方法については、何か取り組む必要がある。資料にはア、イ、ウとして3点提示しているが、これらもひとつの方法ではないかという提案である。そして、資料の4でまち協の活動計画策定、5で個別活動のスケジュール・留意事項などを盛り込んだマニュアルの作成、6でまち協役員の任期を提案している。継続性をどうするのかについて議論しておかないと、弊害の解消に向かえないと思う。

(中原)現実的には、任期を2年にするということだけでは継続性を担保することにつながらない。それよりも、1年交替で代わっていくとき、断続性を確保できるような方法をどういう形で充実させていくかを、口約束ではなく会則に盛り込んで具体的に決めていっていただきたい。そこは各町内会に任せるが、志津南地区の形成・成り立ちから考えると、細かいところはともかく、継続性について、できれば各町内会が同じような方向で取りまとめられればよいと思う。町内会の継続性の確保の問題は、まち協理事会のテーマというより、本来は各町内会

のテーマであるので、各町内会で十分議論していただき、先のまちづくり行動計画特別委員会の答申書にもある通り、理事会としてもやっていこうとしている。

(2)自主防災組織について

(中原)自主防災組織に関する資料は、自主防災組織検討委員会の答申を基本にして、「志津南地区自主防災組織のあり方」としてまとめている。

町内会においては、「各町自主防災会組織について」を議論してほしい。そして、基本的には各町内会の自主防災会で決めていくことだが、検討委員会の提言を尊重して、9町内会が同じ方向で進んではどうかと考えている。

また、この理事会で議論し決定していくべきことは、「自主防災連合会について」であり、「自主防災会と自主防災連合会の役割分担について」である。

※単年度輪番制に関する弊害の解消と自主防災組織に関することは、各町内会の役員会における議論を踏まえて、1月4日の理事会で協議する。

※12月21日の理事会では、追分南地区4町内会の加入に関することや総会の代議員に関することなどの会則の改正案を提示して協議する。

以上